

佐賀県訓令甲第 3 号

本 庁
現地機関

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 褒賞ニ関スル事務取扱心得（明治 27 年佐賀県訓令第 315 号）
- (2) 行旅病人行旅死亡人及同伴者救護並ニ取扱ニ関スル手續（明治 32 年佐賀県訓令第 356 号）
- (3) 出納官吏現金出納簿記帳方（明治 35 年佐賀県訓令第 153 号）
- (4) 現金前渡官吏仕払計算書ニ関スル件（明治 41 年佐賀県訓令第 193 号）
- (5) 分任収入官吏現金取扱手續（大正 4 年佐賀県訓令乙第 102 号）
- (6) 分任収入官吏及歳入歳出外現金出納官吏任命ノ件（昭和 17 年佐賀県訓令甲第 12 号）

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。